

## 事業事前評価表

1. 対象事業名
国名 : エジプト・アラブ共和国 案件名 : 環境汚染軽減事業 貸付契約調印日 : 2006年5月15日 承諾金額 : 4,720百万円 借入人 : エジプト・アラブ共和国政府(The Government of the Arab Republic of Egypt)
2. 本行が支援することの必要性・妥当性
<p>カイロ県、ギザ県、カルユービーヤ県からなる大カイロ首都圏、及びアレキサンドリア県とビヘイラ県からなるアレキサンドリア地域は、エジプトの中でも人口・産業が集中した地域である。特に、カルユービーヤ県及びアレキサンドリア地域には汚染源となっている石油産業、化学工業、繊維業などの工場が集中している。</p> <p>大気汚染の主な原因は、廃棄物の不法焼却、車の排気ガス、工場排気等であり、廃棄物については民間による処理システムの導入、排気ガスについては燃料の天然ガスへのシフト等の対策が講じられてきた。水質汚染の主な原因は、生活排水、農業排水、工場排水等であるが、生活排水については都市部の下水アクセス率は90%超に至っており、また農業排水については農薬・肥料の使用制限にはある程度の限界がある。一方、大気・水質双方について、工場に起因する汚染に関しては、エジプト環境庁による工場への査察(環境法(1994年成立)で定められた排出基準の遵守状況の確認)等が実施されているが、各工場に環境改善投資を行う資金的余裕がなく、環境改善設備導入のノウハウにも乏しいことから、必ずしも汚染軽減にはつながっていない。</p> <p>エジプト環境庁は、大カイロ首都圏、アレキサンドリア地域における工場に起因する汚染に対し、約240百万ドルを超える規模の対策費用が必要としており、これら汚染源への対応が喫緊の課題となっている。</p> <p>本事業は、世銀が1997年から実施している環境改善のためのツーステップローン(EPAP1)の第二フェーズにあたるものである。第一フェーズは大カイロ首都圏、アレキサンドリア、スエズ、イスマイリアの各県で実施されたが、第二フェーズでは対象となる地域を、排出基準を上回る工場が集中する大カイロ首都圏(特にカルユービーヤ県)、アレキサンドリア地域とし、これら地域において工場排気、工場排水等による環境汚染を軽減するための設備の導入を支援することにより、同地域の工場の汚染物質の排出削減による環境改善を図るものである。また、JICA、GEF、フィンランド政府等による技術支援により、エンドユーザーに対し導入設備の具体的な指導を行うことで汚染対策のより有効な効果発現を図ると共に、実施機関に対するキャパシティ・ビルディングを行うものである。</p> <p>エジプト政府は、現行の第5次社会経済開発5ヵ年計画(2002年~2007年)の中で、開発と環境の両立を重視する方針を打ち出しており、国家環境アクションプラン2002/2017の最初の5ヵ年計画(2002年~2007年)では、都市部における工業汚染の改善が主要項目の一つとして上げられている。我が国の国別援助計画においては、エジプトの開発上の主要課題として環境保全が上げられており、本行の海外経済協力業務実施方針においても、環境への負の影響を軽減するとともに、環境への取組を通じて、環境と開発の両立を図ることが課題とさ</p>

れており、「地球規模問題、平和構築の支援」、「持続的成長に向けた基盤整備」に合致する。また、技術移転や訓練等を通じた人的能力の向上による「人材育成への支援」にも合致する。さらに、エジプトに対しては「環境問題への取組」が重点分野とされており、本事業に対する支援は同方針に合致する。

よって、本行が支援することの必要性・妥当性は高い。

### 3. 事業の目的等

本事業は、大カイロ首都圏(特にカルユービーヤ県)及びアレキサンドリア地域において、企業に対して環境改善設備導入のための資金を仲介金融機関を通じて供与することにより、同地域の工場の汚染物質の排出削減を図り、もって同地域の環境改善に寄与するものである。

### 4. 事業の内容

#### (1)対象地域名

大カイロ首都圏(特にカルユービーヤ県)及びアレキサンドリア地域

#### (2)事業概要

環境改善に資する設備導入のための必要資金を本行と世銀等が協調融資し、借入人であるエジプト政府から仲介金融機関への転貸を介したツーステップローンにより、環境改善設備を導入するエンドユーザーに資金を供与するもの。

##### 事業全体の資金概要

- ・ 資金供与(Investment Component)=約 113 百万ドル(13,334 百万円)
- ・ 技術支援(Technical Assistance Component)=約 9.6 百万ドル(1.137 百万円)
- ・ マリユート湖水質改善=約 7.9 百万ドル(926 百万円)

GEF(Global Environmental Fund)が資金供与

##### ツーステップローン

#### ( )対象企業

企業規模・分野等は限定せず、エジプト環境庁が、排出削減効果等の観点から妥当と認めた環境改善設備を導入する企業に対して、仲介金融機関が個別に与信判断をした上で融資を行う。

#### ( )サブローン融資条件

市場金利

#### ( )技術支援

ドナーによる技術支援を通じて雇用されたコンサルタントが、エンドユーザー毎に排出削減のための設備導入についてアドバイスをを行い、EEAA のモニタリング能力向上、仲介金融機関の環境案件与信判断能力の向上等の組織強化を行う。

(3)総事業費：15,397 百万円(うち、円借款対象額 4,720 百万円)

#### (4)スケジュール

2006 年 6 月～2011 年 8 月を予定(計 63 ヶ月)

#### (5)実施体制

借入人:エジプト・アラブ共和国政府(The Government of the Arab Republic of Egypt)

実施機関:エジプト環境庁(EEAA: Egyptian Environmental Affairs Agency)

運営・維持管理体制: EEAA 内に PMU(Project Management Unit)を設置する。PMU は環境改善設備に関する技術面の管理(設備導入時の審査、導入後の排出量削減状況フォロー等)を行うと同時に、Apex Bank と共同してローンに関する資金面の管理(サブローンのディ

スペースや返済の状況フォロー、各ドナーからのローンの管理等)を行う。ツーステップローンは Apex Bank 及び他の参加銀行が与信判断を行い、対象企業に融資を行う。Apex Bank は、他の参加銀行融資分も含め資金の融資状況全体について PMU に報告をする。

(6) 環境及び社会面の配慮

環境に対する影響 / 用地取得・住民移転

(a) カテゴリ分類 : FI

(b) カテゴリ分類の根拠

本事業は、金融仲介者等に対し融資を行い、本行の融資承諾前にサブ・プロジェクトが特定できず、かつそのようなサブ・プロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」(2002年4月制定)上、カテゴリ-FI に該当する。

(c) その他

本事業では、本行の環境ガイドライン等に従い、サブローン選定時に EEAA が環境社会配慮を行う。EEAA は過去に世銀支援による EPAP1 を問題なく同様に実施していること、また本事業において EEAA 等の関連機関に対して能力向上のための技術支援が実施されることから、適切な配慮がなされると判断できる。

貧困削減促進

特になし。

社会開発促進 (ジェンダーの視点等)

特になし。

(7) その他特記事項

- ・本件は世界銀行等との協調融資案件。

5. 成果の目標

(1) 評価指標 (運用・効果指標)

指標名	目標値(事業完成2年後:2013年)
サブローンの総数(件)	50~75
サブローンの総額(百万円)	4,720
排出基準クリア率(%)	100

(2) 内部収益率 (財務的・経済的内部収益率)

対象外

6. 外部要因リスク

エジプト国内の景気後退、金融環境の急激な変動等によって、エンドユーザーの新規投資・借入意欲が弱まった場合のサブローンの需要減少。

7. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の類似案件から、当該国内の法人向け貸出マーケットの金利が急低下した場合、円借款のサブローンの金利が相対的に割高になり、エンドユーザーがサブローンを借り入れない場合があるとの教訓を得ている。本事業においては、サブローンの金利はマーケットレートに基づき参加銀行とエンドユーザーが個別に契約することとなっており、またサブローンの金利水準、ディスバースの進捗状況をプログレスレポート等により定期的にフォローする予

定であり、サブローンと金融マーケットとの貸出レートの水準のバランスが取れる柔軟な体制を作れるよう留意する。

#### 8. 今後の評価計画

##### (1) 今後の評価に用いる指標

サブローンの総数（件）

サブローンの総額（百万円）

排出基準クリア率（%）

##### (2) 今後の評価のタイミング

事業完成後